

第9期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務に係る
公募型プロポーザル実施要項

大津町健康福祉部 介護保険課

1. 目的

本業務は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく「第9期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」を策定するものであり、策定にあたっては、振興総合計画を上位計画とし、令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」で明らかとなった高齢者やその家族のニーズをもとに、大津町の地域性にあった目標と施策を明文化し、高齢者の健康寿命の延伸と、人生の最期まで住み慣れた地域で暮らせるような地域づくり、また幅広い年代にとっても住みよいまちづくりを可能とするような個別計画を策定することを目指している。

そこで、この目的を計画的かつ効率よく進めるため、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定における豊富な実績や高い専門性を有し、本町が求める計画策定が可能な業者を選定するため公募型プロポーザル方式により提案を募るものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

第9期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「第9期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日（金）まで

(4) 提案価格の上限額

4,070,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

(1) 参加者の資格要件

プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。

- ②大津町業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱（平成15年要綱第20号）第2条に規定する競争参加資格申請書を受理された者であること。
- ③法人格を有していること。
- ④手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が不健全でないこと。
- ⑤参加申し込み日において、行政庁・自治体から指名停止を受けていないこと。また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑦国税、都道府県税、市町村民税に滞納がないこと。
- ⑧過去6年において、介護保険事業計画に係る業務を受託し、履行した実績を有すること。
- ⑨大津町暴力団排除条例（平成23年条例第16号）に規定する暴力団等ではないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- ⑩九州内に本社、支社、出張所、営業所等のいずれかがあること。
- ⑪プライバシーマークの使用許諾又はISMSの認証を受けていること。

（2）参加資格の喪失

プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

4. プロポーザル実施スケジュール

手続等	期間・期日等
実施要項の公表	令和5年5月 2日（火）
質問書提出期限	令和5年5月12日（金）正午
質問書回答期限	令和5年5月18日（木）
参加申込書提出期限	令和5年5月24日（水）午後5時
提案書等の提出期限	令和5年5月31日（水）午後5時
参加資格の確認・通知	令和5年6月 6日（火）
プレゼンテーション審査	令和5年6月26日（月）

審査結果通知	令和5年6月26日(月)
契約締結	令和5年7月中旬

(注) この日程は、本要項の公表日における予定であり、都合により変更することがある。

5. 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年5月12日(金) 正午

(2) 提出先

メールアドレス kaigohoken@town.ozu.kumamoto.jp

(3) 提出方法

質問書(様式1)に記入のうえ、電子メールにより提出するとともに、必ず末尾担当課へ電話での連絡を入れること。

(4) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和5年5月18日(木)までに、大津町ホームページにおいて掲載することとし、質問者への個別の回答メールは送付しない。質問に対する回答は、本実施要項及び仕様書等の追加または訂正とみなす。

6. 参加申込書

(1) 提出期限

令和5年5月24日(水) 午後5時

(2) 提出先

大津町役場 健康福祉部 介護保険課

(3) 提出方法

持参・郵便のいずれか。

※郵便の場合は、令和5年5月24日(水) 午後5時までの必着とし、簡易書留等の確実な方法で提出すること。また、発送時に末尾担当課に電話にて連絡すること。

(4) 提出書類

- ① 参加申込書(様式2)
- ② 誓約書(様式3)
- ③ 業務実施体制調書(様式4)
- ④ 類似業務実績調書(様式5)
- ⑤ 会社概要書(様式6)
- ⑥ 法人の履歴事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの。写し可)

- ⑦ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑧ 直近1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し
- ⑨ 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）について未納がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑩ 都道府県税、市町村税について未納がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑪ プライバシーマークの使用許諾又はI SMSの認証を確認できる書類
- ⑫ 支店・営業所の場合、本社の委任状（任意様式）

7. 企画提案方法

（1）提出期限

令和5年5月31日（水）午後5時

（2）提出先

大津町役場 健康福祉部 介護保険課

（3）提出方法

持参・郵送のいずれか。

※郵便の場合は、令和5年5月31日（水）午後5時までの必着とし、簡易書留等の確実な方法で提出すること。また、発送時に末尾担当課に電話にて連絡すること。

（4）提出書類

下記①～④の書類のうち、①④については正本1部のみ、②③については正本1部、副本9部を提出すること。

①企画提案書（様式7）

②企画提案内容（任意様式）

- ・仕様書に示す内容について、すべて網羅し適切に作成すること。
- ・提案内容には、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、その有効性や妥当性を具体的に記載すること。
- ・介護保険事業計画等に関する知見や有益なツール及びネットワーク等について具体的に記載すること。
- ・その他独自の提案がある場合、その内容を具体的に記載すること。

③業務工程表（任意様式）

- ・履行期限である令和6年3月22日までの工程を分かりやすく示すこと。

④見積書及び見積内訳書（任意様式）

（5）その他留意事項

- ①提案できる企画は参加事業者あたり1つとする。
- ②提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除

き認めない。

③町は、提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

8. 辞退

本プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、令和5年5月31日（水）午後5時までに参加辞退届（様式8）を提出すること。

9. 参加資格の確認

提出された書類にて参加資格要件を満たしているか確認を行い、その結果を令和5年6月6日（火）までに参加希望者全員に電話により連絡し、後日書面により通知する。参加資格要件を満たす者にはプレゼンテーション審査の実施場所や実施時間について、具体的に通知する。

10. プレゼンテーション審査

候補者の選定は、「大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う。

(1) 審査方法等

- ・企画提案書等の内容やプレゼンテーションでの説明、選定委員からの質問に対する回答等について別紙「審査基準」に基づき評価（採点）する。
- ・提案内容の説明は、本業務に携わる責任者又は主要な業務担当者が実施すること。
- ・プレゼンテーションの出席者は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は20分以内、質疑の時間を10分以内とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、参加申込書受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、提出された資料に添って行うものとする。
- ・プレゼンテーションに必要な機材のうちプロジェクター、スクリーン、ホワイトボードは事務局で用意する。その他の必要機材は、すべて参加事業者で準備し、セッティングを行い実施するものとする。

(2) 選定方法等

- ・審査での採点が、最高得点者となった者（最優秀提案者）を優先交渉権者として選定する。
- ・採点結果が同点の場合は、見積額が安価な者を優先とする。また、見積額も同額の場合は、くじにより決定する。
- ・選定結果は、後日、参加者全員に文書で通知する。

(3) その他

総合評価点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は選定の対象としない。また、プロポーザルの参加事業者が1者の場合であっても審査を行い、最低基準点を満たした場合は受託候補者として選定する。

1 1. 無効となる参加申込書、企画提案書

参加申込書、企画提案書が次に掲げる事項に該当する場合には無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) この要項に指定する作成様式および記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。

1 2. 失格となる応募者

応募者が次に掲げる事項に該当する場合には失格とする。

- (1) 応募者が、この要項に定める手続き以外の手法により、選定委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- (2) プロポーザル関係書類を複数案提出した場合
- (3) プレゼンテーション時に追加資料等を提出した場合（町から追加資料の提出の指示があった場合を除く。）
- (4) その他選定委員会が不適格と認める場合

1 3. 委託契約

(1) 契約の締結交渉

選定により、最優秀の企画提案と決定した者を優先交渉権者とし、委託契約締結に向けた協議を行い、協議・合意が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

なお、本町と受託候補者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合には、審査において次に総合評価点が高かった者から順に委託契約に向けた協議を行うこととする。

(2) 業務委託料

業務委託料は、4,070,000円を上限としているが、町と協議、調整を行ったうえ、町の定める方法により算出した予定価格を上限として、随意契約により業務委託料に決定する。

(3) 委託料の支払い

委託費の支払いについては、すべての業務を完了し、関係書類等の検査終了後に、全額を支払うものとする。ただし、町が必要と認めた場合は、完了前に契約に基づき部分払いができるものとする。

14. 参加報酬等

参加申込書及び提出書類等の作成及び提出に要する一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とする。また、参加者に対し、本町からの報酬等の支払いは一切行わない。

15. その他

- (1) 選定した最優秀提案者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (2) 本要項に示した書類のほか、町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (3) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、最優秀提案者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (6) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (7) プロポーザルにおいて提出された提出書類等は、大津町情報公開条例（平成15年条例第29号）の規定により、第三者より開示請求があった場合については開示するものとする。なお、個人情報等の不開示情報についてはこの限りでない。
- (8) 本業務の全部又は主たる部分の業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (9) 書面又は電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。

16. プロポーザルに関する問い合わせ先

大津町役場 健康福祉部 介護保険課 介護保険係

TEL 096-293-3511

FAX 096-292-1234

電子メール kaigohoken@town.ozu.kumamoto.jp

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地